

山口県の集落協定取組事例集（平成26年度）

山口県農林水産部農業振興課

中山間地域等直接支払制度の第3期対策では、高齢化の進行にも十分配慮したより取り組みやすい制度に見直されており、機械・農作業の共同化による集落営農の継続や法人の設立、担い手への農地の集積等、中山間地域等の集落を活性化し、農用地を守る様々な取り組みが展開されています。

～ 各集落協定における活動の様子 ～



○農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例

- ・ 下関市朝生集落協定 「営農法人設立と法人への農地集積」 1
- ・ 美祢市植柳集落協定 「特定農業法人を核として地域を守る」 3
- ・ 阿武町河内集落協定 「集落の農地を守る」 5

○営農法人設立と法人への農地集積

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県下関市 <small>あさおい</small> 朝生集落協定			
協定面積 26.7ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻、飼料作物			
交付金額 232万円	個人配分 47%			
	共同取組活動 (53%)	役員報酬	1.9%	
		鳥獣害防止柵維持管理	19.4%	
		水路・農道維持管理	10.9%	
積立金		20.6%		
	事務費	0.2%		
協定参加者	農業者 28人、農事組合法人朝生 (構成員21人)			開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済み			

2. 取組に至る経緯

朝生集落は、下関市豊北町の東部に位置し、典型的な中山間地であり、水田は平場に比べると小さく傾斜もあり圃場条件は決して恵まれていない。

これまで当集落では、朝生営農組合で共同防除作業等に取り組んでいたものの、農用地の維持管理はもっぱら個人で行っていたため、今後農業従事者の高齢化の進展により農用地の維持等に支障をきたす恐れが生じていた。

このような状況のもと、集落において地域の将来について話し合いを行い、平成12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

中山間直接支払制度を活用して、農道・水路の草刈りや鳥獣害防止柵の維持管理等を行っている。

また、平成26年1月に農事組合法人朝生を設立し、法人への農地の集積を図り、耕作放棄地の防止に努めるとともに、農作物の複合化を展開するため、小麦、たまねぎ、そば等の試作に取り組んでいる。



【法人設立総会の写真】



【共同作業の写真】

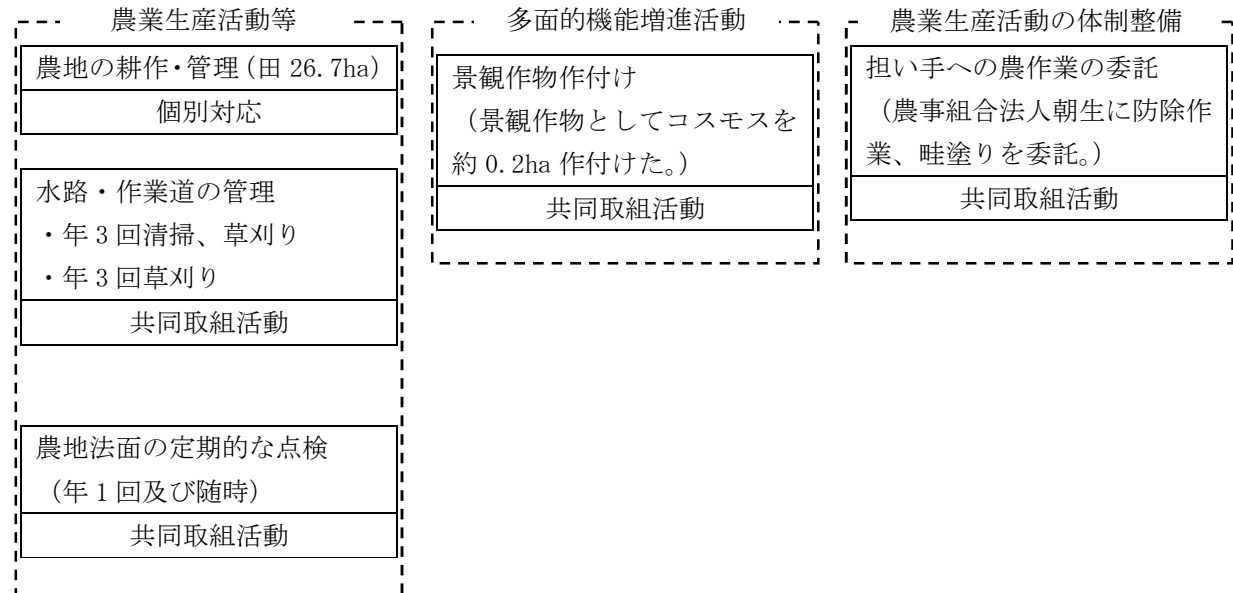
【集落の将来像】

○ 農事組合法人朝生への農地集積を図り、持続的な農業生産活動を実施。



【将来像を実現するための活動目標】

○ 共同で支えあう集団的持続可能な体制整備



4. 今後の課題等

農事組合法人朝生は、トラクター、田植機等の農業機械を保有していないため、今後効率的に営農を進めるためにも機械整備を進める必要がある。

また、集落協定参加者の高齢化により水路・農道、農地の維持管理等を法人が担っていくことが予想されることから、法人の後継者育成、新規就農者の受入体制の整備が求められる。

【第 2 期対策の主な成果】

○ 担い手農家への農作業（田植、稲刈り）の委託。

○特定農業法人を核として地域を守る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県美祢市 <small>しよくりゅう</small> 植柳集落協定			
協定面積 33.0ha	田 (95%)	畑 (5%)	草地	採草放牧地
	水稲、大豆他	粟		
交付金額 588万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	水路・農道維持管理費		9%
		鳥獣害対策		10%
		人口減少対策積立		11%
体制整備に向けた活動費等		20%		
協定参加者	農業者 25人、農事組合法人植柳ファーム (1法人)			開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済			

2. 取組に至る経緯

平成 59 年に圃場整備を開始し営農組合を設立したが、諸状況により停止状態となった。今後集落の営農をどうやって守っていくかが大きな課題となったとき、平成 12 年、本制度の取り組みの話があり、植松 1 区、植松 2 区、柳井川の 3 集落で集落協定を結び、受け皿として、平成 13 年に植柳地域振興協議会を立ち上げた。平成 16 年に、定住条件を維持するため“農事組合法人植柳ファーム”を設立し、耕地面積 20ha を利用権設定し、現在に至る。

3. 取組の内容

1 期、2 期の共同活動費を使用し営農用機械（トラクター 2 台、乗用田植機、コンバイン乗用管理機）を導入した。圃場整備後、年月も経過し営農に大きな影響を及ぼす農用施設の老朽化が目立ち始めた水路の補修、農地の補修、農道の整備（農道舗装の実施）、農地の排水対策を継続して行っている。農用地、農道、水路等の草刈りは、交付金を利用し共同作業又は個人で、数回／年行っているが、今後高齢化のため大きな問題となる。鳥獣害対策として、平成 16 年に、集落 10km に野猪防護柵を集落の共同作業で設置し、数回／年、集落で保守点検をしている。現在 1.8m の鹿用防護柵を設置中である。



【植柳ファーム総会】



【鹿用防護柵設置】

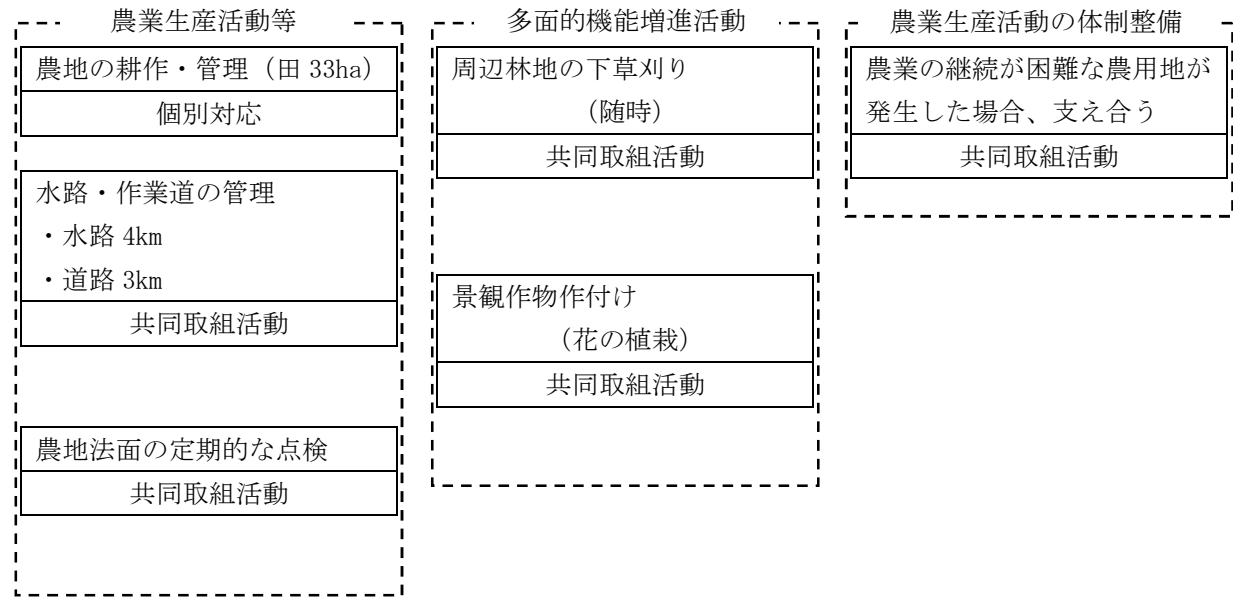
【集落の将来像】

- 植柳ファームが中心となり、集落営農を行い、Uターン、Iターンにより若者の定住を図り地域を守っていく。



【将来像を実現するための活動目標】

- 植柳夢プランの作成（Uターン、Iターン促進）
- 若者2名の定住（植柳ファーム）
- 安定継続的な営農ができるための農用地基盤整備の実施



4. 今後の課題等

集落の高齢化、そして、人口減少による担い手不足は深刻な問題であり、いかに若者をUターン、Iターンで定住させるかを図っていかねばならない。

【第2期対策の主な成果】

- 有害鳥獣防護柵の維持管理活動（防護柵 10 km）
- 農業用水路の補修（24ヶ所）
- 夏祭りの継続的な開催

<農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例>

○集落の農地を守る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県阿武郡阿武町 <small>こうち</small> 河内集落協定			
協定面積 18.4ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻、WCS			
交付金額 166万円	個人配分			31%
	共同取組活動 (69%)	役員報酬		6%
		鳥獣害被害防止対策費		4%
		水路・農道等管理事業費		10%
		景観作物作付費		0%
積立金		49%		
協定参加者	農業者 20人、生産組織 1組織			開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済			

2. 取組に至る経緯

河内集落は、阿武町の南西部にあり海岸部と山間部の中間に位置している。中山間地域で高齢化や後継者不足といった深刻な問題を抱えている中で、集落内の農家は戸別での自己完結型農業経営を行い中心となる担い手が不在の状況であった。

このような状況の中、平成12年の第1期対策から中山間地域等直接支払制度に取組み、共同による農地管理や集落の保全活動等へ取り組んでいる。

3. 取組の内容

中山間地域等直接支払制度の取組みを契機に集落の合意形成を図り、平成18年11月に特定農業団体「河内営農生産組合」を、平成26年12月に「農事組合法人 河内」を段階的に設立する。集落の中心となる担い手として、将来に向けて農業経営の維持・発展を図り、継続的に集落の農地を守っていく予定である。



【作業風景】



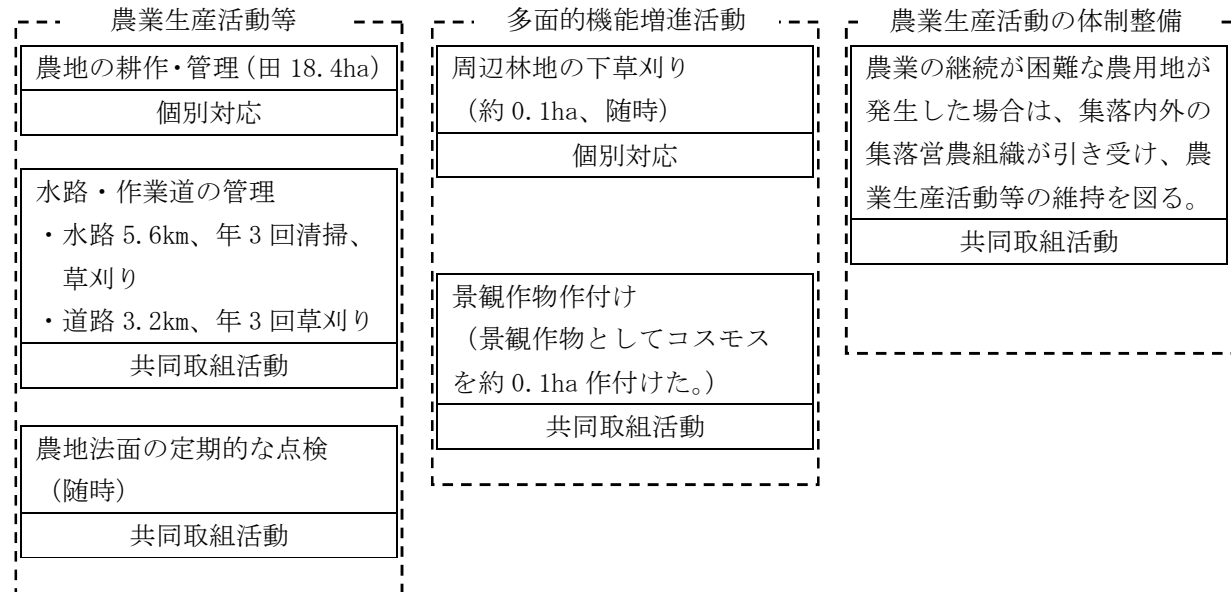
【農事組合法人河内設立総会】

【集落の将来像】

- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備

【将来像を実現するための活動目標】

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備



4. 今後の課題等

農事組合法人の経営安定や将来的な営農継続を考えると、法人内の後継者の確保・育成が急務である。近隣の経営体との連携による広域的な営農体制の構築を図るため、法人間連携等を推進、活発化させる必要があると考えている。

【第2期対策の主な成果】

- 水路・農道の管理
- 集落を基礎とした営農組織の育成
- 鳥獣被害防止対策